



税理士 山本 善通 氏

ちょっと

教えて

Q & A

Question

持続化給付金

当組合は、組合事業として共同経済事業を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に事業収入が減少しています。このたびの「持続化給付金」の対象となりますか？

また、給付を受けた場合の課税関係や補助金との違いについて教えてください。

Answer

【概要】

〈趣旨・目的〉

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている「中小法人等」に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的として創設されました。

〈給付対象者〉

給付金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、中小法人等の場合には、次の各号のいずれにも該当しなければなりません。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限られます。

- 一 2020年4月1日時点において、次のイ又は口のうちのいずれか一つの要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
 - 口 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- 二 2019年以前から事業により事業収入（確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書を指します。）別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- 三 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）が存在すること。

したがって、貴組合においても上記の要件が整えば、給付対象者となります。

〈持続化給付金の課税対象について〉

- ・ 持続化給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、用途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。
- ・ 持続化「給付金」は、前年同月比の売上げが50%以上減少した中小法人等、個人事業者に対し、事業全般に広く使える資金として、法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円を給付するものであり、補助金とは異なり用途の確認等は行いません。

